

## 質疑回答書

入札参加者様

(名称) 公立大学法人滋賀県立大学 情報ネットワークシステムの借入

公立大学法人滋賀県立大学 経営企画課

TEL: 0749-28-8234

質疑いただいた事項について、下記のとおり回答いたします

| NO | 名称等           | 項番        | 疑義事項  | 回答   |
|----|---------------|-----------|---|--|
| 1  | 要求要件<br>確認書   | 26行目      | 冗長回線の記載に関しては、SINETデータセンター冗長サービスに依存するため、実現不可と認識しております。通常時は本番回線のみであり、本番回線側に故障があった場合、BGPにより近隣データセンター側へルーティングされるといった提案でよろしいでしょうか。                         | 対外接続部(対外接続ルータ×2台と、別途用意する大学とSINET彦根データセンター間を接続する回線×2本)は仕様書 別紙2で示す構成として下さい。その上で、SINETが提供する「データセンター接続冗長化サービス」を適切に利用できるよう関係機器の物理接続、論理設定方法について提案を行ってください。<br><br>通常時は本番回線(仕様書上はメイン回線)のみでのインターネット接続とし、本番回線障害発生時はBGPによりバックアップ回線へルーティングされるようにして下さい。また、対外接続ルータ故障時も、もう一方の機器からインターネット接続を行えるようにして下さい |
| 2  | 要求仕様書         | 2.4.1(14) | 現行のコアスイッチに接続されている周辺システムへの接続につきまして、保守期間が2025年に終了にならないSFPモジュールならびにSFP+モジュールについてはリプレース対象外であり、切り替え時に既存SFPを流用するといった提案でよろしいでしょうか。演習室向けのSFP+モジュールをさせていただきます。 | 全学コアスイッチ上の演習室向けSFP、モジュールについて、機器切り替え時に流用する提案でも可としますが、2.4.1/2.4.2の仕様および全体のネットワーク性能に支障が出ないことを提案書の中で説明してください。  |
| 3  | 契約書案<br>(第三者) | 第5条3項     | 初月及び最終月の賃貸借料については、契約書案第5条3項に基づき1ヶ月を30日とする日割計算によるものと理解してよろしいでしょうか。   | ご認識のとおりです。   |
| 4  | 契約書案<br>(第三者) | 第6条       | 賃貸借料の振込手数料は大学様負担と理解してよろしいでしょうか。   | ご認識のとおりです。   |
| 5  | 契約書案<br>(第三者) | 第7条       | 契約保証金の免除について、入札保証金の免除と同じく同等契約実績の証明により免除されるものと理解してよろしいでしょうか。   | ご認識のとおりです。   |

|    |               |      |  |  |
|----|---------------|------|--|--|
| 6  | 契約書案<br>(第三者) | 第8条  | 第三者をもって貸し付けさせる場合、貸付証明書の提出は必要でしょうか。必要でありましたら大学様の書式をご共有いただけますでしょうか。  | 貸付証明書の提出は不要ですが、第三者契約書第2条に記載のとおり、貸付対象物品等一覧を契約書の別添とします。  |
| 7  | 契約書案<br>(第三者) | 第22条 | 動産総合保険については時価ということで通常の動産総合保険(地震、津波等は対象外、期間経過とともに保険金額上限が逡減するもの)の付保でよろしいでしょうか。   | ご認識の通りです。  |
| 8  | 契約書案<br>(第三者) | -    | 本件は満了後物品の所有権を大学様に移転するというので、受注者はリース期間中の固定資産税の負担を免除されるものと理解してよろしいでしょうか。  | ご認識の通りです。<br>入札金額は、固定資産税を含まない金額としてください。  |
| 9  | 契約書案<br>(第三者) | -    | ソフトウェアについて、リース会社はリース期間中の使用許諾権を保有しているだけで処分権は有しておりません。そのため、満了後リース会社は許諾関係より離脱し、売主より直接提供を行う旨の条文を追加するか、別途覚書を3者間で結ばせていただくことはできますでしょうか。 | 本学への譲渡後、本学が当該ソフトウェアを利用することは想定していません。本学が責任をもって関連ソフトウェアの削除・処分等を行う旨の条文を追加することは可能であり、詳細については、落札者と調整を行うこととします。  |
| 10 | 契約書案<br>(第三者) | -    | 世界的な半導体不足や新型コロナウイルス等の影響のような、受注者の責によらない納品遅延が発生した場合、納期については協議いただけますでしょうか。また、受注者は指名停止等のペナルティは負わないものと理解してよろしいでしょうか。                  | 本件は現行システムの賃貸借期間終了に伴い実施するものであり、調達機器等の納品が遅れ、要求仕様を満たせない場合、大学の情報システム全体が停止することになります。このため、納期までに確実に納品できることを確認した上で応札を行うようにしてください。なお、契約締結後、やむを得ない理由により納品遅延が発生する場合、納品が行われるまでの期間、現行システムのハードウェア保守費用をご負担いただくことを想定しています。 |